

広島県緑化センター及び 広島県立広島緑化植物公園 指定管理者募集要項

令和8年7月
広島県

目 次

<広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園指定管理者募集要項>

1	趣旨	1
2	施設の概要	1
3	主な関係規程	1
4	申請資格等	2
5	募集要項の配布時期、説明会等	4
6	審査及び選定に関する事項	5
7	提出書類	6
8	管理の基準	7
9	指定管理者が行う業務	7
10	指定管理費用基準額	8
11	指定期間	8
12	協定等に関する事項	8
13	その他	9
14	問い合わせ先	10

<資料>

別表 1	県緑化センター指定管理者の申請者の評価基準	11
別紙 1	提出書類一覧表	13
別紙 2	県緑化センター業務仕様書	17
別表 2	施設及び設備の内容	22
別表 3	管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表	23
別表 4	責任分担（リスク）負担区分一覧表	24
別表 5	県有備品一覧表	26
別紙 3	学習展示館リニューアル実施状況	27
別紙 4	指定管理者自主事業実施基準	29
図 1-1～2-6 号	緑化センター位置図・施設配置図等	31

<様式>

様式第 1 号	指定申請書	39
様式第 2 号の 1	県緑化センターの管理運営に関する計画	40
様式第 2 号の 2	指定管理実績調書	45
様式第 3 号の 1	事業計画書	47
様式第 3 号の 2	指定期間内の業務計画	48
様式第 4 号	指定期間内の収支計画	50
様式第 5 号	申立書	51
様式第 6 号	誓約書	52
様式第 7 号	機密データの保存等に関する申出書	53
様式第 8 号	共同企業体協定書	54
様式第 9 号	共同企業体構成員届出書	56
様式第 10 号	委任状	57
様式第 11 号	指定管理者指定申請辞退届	58
様式第 12 号	質問票	59
様式第 13 号	委任状	60
様式第 14 号	説明会参加申込書	61

広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園指定管理者募集要項

広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園（以下「県緑化センター」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1 指定管理者の募集の趣旨

これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成 15 年 9 月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、県緑化センターの指定期間が令和 9 年 3 月 31 日で終了することに伴い、指定管理者候補（以下「候補者」という。）の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

なお、広島県と広島市では、県緑化センターと広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）（以下「市森林公園」という。）について、集客増に向け連携した取組の促進や共同管理による施設運営の効率化の観点から、一体的な管理を行うため、同一の指定管理候補者を募集することとしました。

このため、県緑化センターと市森林公園との一体的な管理運営を条件として、指定管理者の選定に必要な事項を、この募集要項で定めています。

2 施設の概要

施 設 の 名 称	広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園		
施 設 の 所 在 地	広島市東区福田町 10166－ 2		位置図（図 1）参照
施設の設置目的	本施設は、県民に緑化に関する知識及び技術を普及し、緑化の推進を図るために設置された「広島県緑化センター」と、都市公園法に基づき設置された都市公園「広島県立広島緑化植物公園」の 2 施設の複合施設である。		
設立年月日	昭和 55 年（1980 年） 9 月 1 日		
施設及び設備	業務仕様書別表 2 のとおり	施設等配置	施設等配置図（図 2）参照

3 主な関係規程

- （1）労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- （2）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- （4）都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- （5）消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- （6）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- （7）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

- (8) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
(平成 16 年 6 月 25 日 条例第 28 号) (以下「手続条例」という。)
- (9) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
(平成 16 年 6 月 25 日 規則第 47 号) (以下「手続規則」という。)
- (10) 広島県緑化センター設置及び管理条例 (昭和 55 年 7 月 14 日 条例第 28 号)
- (11) 広島県緑化センター管理規則 (昭和 55 年 8 月 29 日 規則第 87 号)
- (12) 広島県都市公園条例 (昭和 55 年 7 月 14 日 条例第 29 号) (以下「都市公園条例」という。)
- (13) 広島県都市公園条例施行規則 (昭和 55 年 7 月 14 日 規則第 71 号)
- (14) 広島県立広島緑化植物公園管理運営規則 (昭和 59 年 4 月 1 日 規則第 39 号)
- (15) 広島県行政手続条例 (平成 7 年 3 月 15 日 条例第 1 号)
- (16) 行政財産使用規則 (昭和 36 年 3 月 31 日 規則第 14 号)
- (17) 行政財産の使用料に関する条例 (昭和 36 年 3 月 31 日 条例第 31 号)
- (18) 広島県情報公開条例 (平成 13 年 3 月 26 日 条例第 5 号)
- (19) 広島市森林公園条例 (平成元年 9 月 8 日 条例第 43 号)
- (20) 広島市森林公園条例施行規則 (平成元年 10 月 30 日 規則第 129 号)
- (21) 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 5 年 3 月 16 日 条例第 4 号)
- (22) 広島市行政手続条例 (平成 7 年 3 月 20 日 条例第 5 号)
- (23) 広島市財産条例 (昭和 39 年 3 月 31 日 条例第 8 号)
- (24) 広島市財産規則 (昭和 56 年 3 月 31 日 規則第 19 号)
- (25) 広島市情報公開条例 (平成 13 年 3 月 29 日 条例第 6 号)

関係する法規については、広島県及び広島市のそれぞれのホームページで検索することができます。

(広島県) <http://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrMjF0l/init?jctcd=8A8B97723A>

(広島市) <http://reiki.city.hiroshima.jp/reiki/reiki.html>

4 申請資格等

- (1) 申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません。
(株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。)
- (2) 複数の法人等で構成したグループ (共同企業体、事業協同組合等) が申請する場合は、次に掲げる条件を満たす必要があります。
 - ア グループにおける名称を設定してください。
 - イ ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。
 - ウ 当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。
 - エ 事業協同組合における構成員とは、指定管理業務を担当する組合員とします。
- (3) 新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、「市森林公園」の指定管理者選定にあたっては、

広島市が行う仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(4) 申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。

ア 県民の平等な県緑化センターの利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、県緑化センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った県緑化センターの管理を安定して行う能力を有していること。

(5) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有している必要があります。

(6) 施設の管理に当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有している必要があります。

(7) 法人等又はその代表者が、次に該当する場合は申請資格を有しません。

ア 法律行為を行う能力を有しない場合

イ 破産者で復権を得ない場合

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、広島県又は広島市における一般競争入札等の参加を制限されている場合

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合

オ 広島県又は広島市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規程する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体である場合（以下「暴力団等」という。）。なお、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(8) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからキまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。なお、ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも次のアからオまでに該当するとき、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

ア 広島県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領若しくは建設業者等指名除外要綱の規定により、指名除外措置を受けている場合、又は広島市の広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島県税、広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

- カ 広島市が行う「市森林公園」の指定管理者募集に応募しない場合
- キ 「広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者候補者応募要領」に定める申請資格に該当しない場合

5 募集要項の配布時期、説明会等

（１）スケジュール

ア 募集要項の配布	令和８年７月21日から令和８年９月30日まで
イ 説明会の開催	令和８年８月７日
ウ 質問受付期間	令和８年８月３日から令和８年８月28日まで
エ 申請書受付期間	令和８年９月16日から令和８年９月30日まで
オ 書類審査・面接審査	令和８年10月中旬から下旬
カ 審査結果の通知	令和８年11月上旬
キ 仮協定の締結	令和８年11月中旬（市森林公園のみ）
ク 指定管理者の指定	令和８年12月下旬
ケ 協定の締結	令和９年１月以降

（２）募集要項の配布期間、場所等

- ア 配布期間：令和８年７月21日（火）から令和８年９月30日（水）まで
（ただし、土、日、祝日を除きます。）
午前８時30分から午後５時15分まで

- イ 配布場所：広島県農林水産局森林保全課及び広島県ホームページ

（３）説明会の開催日時、場所等

- ア 開催日：令和８年８月７日（金）
- イ 開催場所：県緑化センター
- ウ 事前申込：令和８年８月４日（火）までに、説明会参加申込書（様式第14号）を提出してください。（原則、参加をお願いします。）
- エ 参加人数：１申請者につき３名までとしてください。
- オ その他：説明会当日は募集要項及び仕様書を持参してください。

（４）質問の受付等

- ア 受付期間：令和８年８月３日（月）から令和８年８月28日（金）まで
（ただし、土、日、祝日を除きます。）
- イ 受付方法：所定の質問票（様式第12号）を、広島県農林水産局森林保全課まで、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。
- ウ 回答方法：９月11日（金）まで、質問者を明示せずに広島県ホームページに随時掲載します。

（５）申請書の受付

- ア 受付期間：令和８年９月16日（水）から令和８年９月30日（水）まで
（ただし、土、日、祝日を除きます。）
- イ 受付時間：午前８時30分から午後５時15分まで
- ウ 受付場所：農林水産局森林保全課

エ 提出方法：受付場所に持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）※電子メール、FAXでの受付はしません。

（6）書類審査及び面接審査

ア 開催日：面接は、10月中旬から下旬を予定しています。書類審査による事前審査を行ったのち、申請者のヒアリング（プレゼンテーション）を含め、面接審査を行います。

イ その他：開催日時及び場所等は、申請者に対し別途通知します。

（7）選定結果の通知及び公表

ア 通知日：申請者に対し、令和8年11月上旬を目途に通知します。

イ 公表：審査結果は、申請者の名称、得点等とともに、募集と同じ方法により公表します。

ウ その他：正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故等あるときは、次点候補者を選定することがあります。

（8）指定管理者の指定及び協定の締結

ア 指定：令和8年広島県議会12月定例会の議決を経た上で指定されます。

イ 協定締結：指定議案の議決後、令和9年1月以降に協定を締結します。

6 審査及び選定に関する事項

（1）審査方法等

ア 広島県指定管理者選定委員会緑化センター部会（以下、「県緑化センター部会」という。）において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 応募団体が5団体を超える場合は、県緑化センター部会で提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）したうえで、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接には、応募団体の代表者（ジョイントによる構成された団体で応募した場合は代表団体の代表者）を含む3名以内（応募団体の職員等に限る）の出席をお願いします。

エ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式第13号）を持参してください。

（2）選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を経過してから必要な書類が提出された場合

エ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合

オ 申請日以後において本要項4に定める申請資格等を満たさなくなった場合

カ その他不正行為があった場合

（3）評価方法

ア 本県で定めた基準（別表1「県緑化センター指定管理者の申請者の評価基準」（以下「評

価基準」という。)により評価します。

イ 評価基準に定める評価項目ごとに提案内容を点数化し、その合計点の最も高いものを選定する総合点数方式により指定管理者の候補者を選定します。

なお、評価項目ごとの評価の観点及び配点ウェイトは、評価基準のとおりとします。

(4) その他

ア 県緑化センター部会委員および本県関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 広島県議会及び広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本県は補償しません。

ウ 指定管理者の結果通知後、選定された候補者（以下「旧候補者」という。）を指定管理者に選定することが不可能になった場合、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、申請を行った旧候補者以外の他の法人等を新たな候補者として選定する場合があります。

7 提出書類

(1) 別紙1「提出書類一覧表」のとおり提出してください。なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様に財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

(2) 提出部数：11部

（正本1部、副本（副本は複写とし、会社名を記載しないでください。）10部。）

(3) その他留意事項

ア 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

イ 提出された書類の内容は、軽微な変更を除き、提出後には変更できません。

ウ 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

エ 本県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本県の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

オ 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。

カ 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、本県が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本県は申請書類の著作権を無償で利用できるものとします。

キ 提出された申請書類等は選定者又は落選者の如何に関わらず公文書になるため、広島県情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は、原則として請求者に対して開示されます。

ク 本件に関して提出された書類は、広島市及び広島市経済観光局指定管理者審議会森林公園審査部会も使用できるものとします。

ケ 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者は、広島市森林公園指定管理者応募

要領（令和 8 年度 7 月）「7 提出書類」の（3）に定める書類を広島市に提出してください。

（注 1）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 1 項に基づき算出されたものをいう。

8 管理の基準

（1）利用日時

利 用 日	広島県緑化センター設置及び管理条例第 6 条に定める休園日以外の日
利用時間	午前 9 時から午後 4 時まで

※ 特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て変更することができます。

（2）県緑化センターの利用の制限に関する事項

ア 本要項 3 の主な関係規程に定めるところにより、入園の拒否、県緑化センターからの退去などを命じることができます。

イ 都市公園条例第 2 条に定める行為の許可については、知事が行います。

（物品販売・頒布、集会・展示会による占有、業としての写真撮影、興業等）

（3）個人情報の取り扱いについて

ア 管理業務に遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 講第 2 号の適用を受けて、行政機関等と同様の安全管理措置を講じること。

また、次の特記事項に準ずること。

（ア）機密情報取扱特記事項

（イ）情報セキュリティに関する特記事項

（4）広島県行政手続条例の適用について

指定管理者は、広島県行政手続条例第 2 条第 2 号の「行政庁」に該当するため、設備の利用許可等は同条例の定めに従って行うこととなります。

（5）広島県情報公開条例の適用について

指定管理者には、広島県情報公開条例第 3 条の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日本県と締結する協定において、本県から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合、これに応じなければなりません。

9 指定管理者が行う業務

※詳細は別紙 2「県緑化センター業務仕様書」による。

（1）業務の範囲

ア 県緑化センターの運営業務

イ 県緑化センターの施設及び設備の維持・管理業務

（2）利用促進の取組

ア 県緑化センターと市森林公園の両施設の有効活用による集客力の増加に関すること。

イ 県緑化センターの利用促進を図るため、本県が設定している数値目標を参考にした上で、独自の数値目標及び達成するための利用促進策を提案してください。

本県の数値目標：令和 9～13 年度 10 万人／年

(参考) 過去5箇年の入園者数

単位: 人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入園者数	105,789	106,887	88,670	79,724	84,469

(3) 管理業務外の業務

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施できるものとします。この場合、あらかじめ県との協議を必要とします。

10 指定管理費用基準額

本県が指定管理者として指定された法人等に支払う管理費用の5ヵ年の総額の上限額(管理費用基準額)は次のとおりとします。

管理費用基準額	368,425 千円 (消費税率 10%として積算。)
---------	-----------------------------

各年度の管理費用の額は、事業実施内容により増減があるため、本要項12に定める「年度別協定」において、毎年度定めるものとします。上記の指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。

11 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

12 協定等に関する事項

指定管理者として指定する法人等が本県と締結する協定については、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)毎の事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」とします。

【協定の内容】

(1) 基本協定

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 本県が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- ウ 情報公開に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する基本的な事項
- オ 情報セキュリティに関する事項
- カ 事業報告・業務報告・業務点検に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク リスクの管理・責任分担に関する事項
- ケ その他

(2) 年度別協定

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に県が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ その他

13 その他

(1) 申請費用

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(2) 事業報告・業務報告等

本県は、指定管理者に毎年度事業報告を求めるとともに、必要に応じて業務報告を求めることがあります。また、指定管理者制度導入施設における業務点検ガイドラインに基づく業務点検を実施します。

(3) 申請の辞退

提出書類を提出した後に申請を辞退するときは、指定管理者指定申請辞退届（様式第 11 号）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(4) 協定締結前の取扱い

本県は、指定管理者の候補者が協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 本要項 4 に定める申請資格等を満たさなくなると認められるとき。

イ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 責任分担

施設の管理等に関する責任分担（リスク）については、協定において定めることとしますが、考え方は「別紙 2 県緑化センター業務仕様書」の別表 4 のとおりとします。

(6) 経理管理

ア 経費の適正管理

県緑化センターの管理・運営に係る経費について、指定管理者の他業務等を管理する口座とは、別の口座により管理するものとします。

イ 証拠書類の保存

県緑化センターの管理に係る収入及び支出の状況については、適切に帳簿に記帳し、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、当該年度の業務完了後、翌年度から起算して、帳簿については 10 年間、証拠書類については 5 年間保存しなければなりません。なお、これらの関係書類については、本県が閲覧を求めた場合は、これに応じなければなりません。

(7) 光熱水費等（ガス、電気、電話料金）の支払いについて、令和 9 年 3 月 31 日までの使用料金は、現在の指定管理者が、令和 9 年 4 月 1 日以降の使用料金は、次期指定管理者が支払うこととします。また、令和 13 年度末の指定管理者の引継ぎ時も同様とします。

ただし、令和 9 年 3 月 31 日までの使用料金が確定できない場合には、本県と協議のうえ支払額を確定します。

(8) 施設の管理運営に係る引継ぎについては、基本協定締結後、随時行うこととします。また、現指定管理者の受け付けた指定期間以降の予約については、引き継ぐこととし、指定管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう、配慮していただきます。

(9) 共同企業体が指定管理者として指定された場合には、基本協定の内容に次の条項を規定し

ます。

「本県は、第○項の規定に基づき、指定管理者に対して指定の取消し又は管理業務の停止（以下「指定の取消し等」という。）を行う場合には、当該指定の取消し等について責めを負うべき指定管理者の構成員及び当該構成員と共同で管理業務を行う他のすべての指定管理者の構成員（当該指定の取消し等について責めを負わないと明らかに認められる構成員を除く。）に対しても同様の処分を行うものとする。」

14 問合せ先

広島県農林水産局森林保全課 担当：森づくり推進グループ 石井・藤本

住 所：〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電 話：082-513-3694

FAX：050-3852-5550

E-mail noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp

県緑化センター指定管理者の申請者の評価基準

広島県と広島市では、県の管理する県緑化センターと市の管理する市森林公園の両施設の利用者の利便性向上と効率的な管理運営を図る観点から、同一の指定管理者による一体的な管理を行う。このため、指定管理者候補の選定に当たっては、広島県と広島市が一つの評価基準により一体的に評価する。

評 価 項 目	配 点
【利用者の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5 点
【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 県緑化センターと市森林公園の両施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。 ② 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ③ 県緑化センターと市森林公園の両施設の維持管理の内容が具体的なものになっているか。 ④ 自然体験活動等の事業の内容は県緑化センターと市森林公園の両施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定(市森林公園)等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。	3 5 点
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 県及び市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	3 0 点
【県緑化センターと市森林公園の両施設の有効活用による利用者の増加が図られていること。】 [評価のポイント] ① 両施設の特徴を生かしつつ、両施設を連携させた新たな事業提案を行うなど、利用者の増加に向けた内容になっているか。	2 0 点
【管理経費の縮減】 ① 県に提案した県緑化センター申請提案額（以下「県提案額」という。）と市に提案した市森林公園申請提案額（以下「市提案額」という。）の合算額（以下「提案額」という。）で算出する。 ② 県提案額が県の指定管理料の上限額を超える場合、又は市提案額が市の指定管理料の上限額を超える場合は、0点とする。 ③ 市提案額が市が設定した下限額を下回る場合、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（10点）とする。 ④ 上記②及び③以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。 [算式] $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 10 \text{点} \right] \quad \text{小数点第2位を四捨五入}$	1 0 点
計	1 0 0 点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

加減点項目・配点

【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が 2.5%を超えて 3.75%未満の場合は 4 点加 ② 障害者雇用率が 3.75%以上で 5.0%未満の場合は 7 点加 ③ 障害者雇用率が 5.0%以上の場合は 10 点加 ④ 過去 2 年度分の障害者雇用納付金を 1 年度分でも滞納していた場合は 2 点減	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.5%→2.8%」「3.75%→4.2%」「5.0%→5.6%」と読み替える。
【環境問題への配慮】 ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 2.1 を取得している場合は 5 点加	
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は 3 点減 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は 2 点加 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は 3 点減 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は 2 点加	
【地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は 4 点、本店がなく支店がある場合は 2 点、その他事業所等がある場合は 1 点を加 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8 割以上の場合は 3 点、5 割以上で 8 割未満の場合は 2 点、2 割以上で 5 割未満の場合は 1 点を加	
上記の項目の合計得点に 0.5 を乗じたものを加減点項目全体の得点とする。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、代表団体の取組状況で評価する。

※ 【障害者雇用率の達成】については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加減点対象とする。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加減点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、広島市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加減点しない。

提出書類一覧表

提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A列4とし、次の順序に従い、ファイル等に綴じて提出してください。提出部数は、正本1部、副本10部とします。副本は複写とし、会社名を記載しないでください。

ジョイント方式により構成された団体の場合、添付書類は全ての構成員について提出してください。

1 指定管理者指定申請書【手続規則第3条関係】（様式第1号）

2 事業計画書【手続規則第3条第1項関係】

事業計画書には、次の事項について記載すること。

(1) 公の施設の管理運営にかかる基本方針（任意様式）

(2) 県緑化センターの管理運営に関する計画（様式第2号の1）

ア 利用者の平等利用を確保することができること

イ 施設効用が最大限に発揮されること

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること

エ 県緑化センターと市森林公園の両施設の有効活用による利用者の増加が図られていること

(3) 指定管理実績調書（様式第2号の2）

(4) 事業計画書（様式第3号の1）

(5) 指定期間内の年度ごとの業務計画（様式第3号の2）

(6) 指定期間内の年度ごと及び全体の収支計画（様式第4号）

3 添付書類【手続規則第3条第2項関係】

(1) 広島市が推進すべき施策に関する報告書（広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者応募要領の提出書類様式第6号）の写し

(2) 申請者の定款、寄附行為、規約またはこれらに準ずるもの

(3) 法人等であることを証する書類（※）

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度から過去3箇年の事業報告書、同過去3箇年の財務諸表、その他経営の状況を明らかにする書類（※）

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 団体の概要を記載した書類（※）

(7) 「法人等又はその代表者が申請資格を持たない者（本要項4の（7）」に該当しないことを証する書類（様式第5号）

(8) 広島県税、広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類（※）

(9) 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書（様式第6号）

- (10) 障害者の雇用状況を確認できる書類（※）
- (11) 機密情報の保存等の状況を確認できる書類（様式第 7 号）
- (12) 指定管理者として業務を実施する上で有用な各種資格を有する者がいる場合は、資格者一覧表（管理運営のために必要な法定業務は別表 3 のとおり）
- (13) 就業規則及び労使協定書の写し
- (14) 社会保険加入を証する書面の写し（※）
- (15) グループ（共同企業体、事業協同組合等）が申請する場合は、次（ア～ウ）の書類
- ア 共同企業体協定書（様式第 8 号）
- イ 共同企業体構成員届出書（様式第 9 号）
- ウ 委任状（様式第 10 号）
- (16) 事業所調書兼実体調査同意書（広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者応募要領の提出書類様式第 16 号）の写し
- (17) 次のア～キに該当する場合は、該当の書類の写しを提出してください。
- ア IS014001 登録証の写し
- イ IS014005 の登録証の写し
- ウ エコアクション 21 認証・登録証の写し
- エ 次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し
- オ 次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し
- カ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し
- キ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し

※書類の内容

区分		証明する書類
3 (3)	法人の場合	法人の登記事項証明書 (申請日の 3 か月以内に交付されたもの)
	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の証明書など
	その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書（様式第 8 号）、共同企業体構成員届出書（様式第 9 号）、委任状（様式第 10 号）
3 (4)	申請書を提出する日の属する事業年度の前年度から過去 3 箇年の事業報告書、同過去 3 箇年の財務諸表、	法人税申告書の写し（税務官署受付印のあるもの。ただし e-tax の場合は受信通知などが確認できること）、勘定科目内訳明細書、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書

その他経営の状況を明らかにする書類	※組織規模等により、作成が義務付けられていない書類については、提出不要。申請者の発行済株式の100%を保有する親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の書類も提出する。 ※新たに設立される法人等については、申請書を提出する日の属する事業年度に係るもののみに足りることとする。 ※場合によっては、財産目録等の提出を求めることがある。
3 (6) 団体の概要を記載した書類	ア 団体の概要（市様式7）※ イ 役員名簿（市様式8） ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿（法人以外の団体にあつては、代表者又は管理人等の名簿）、従業員数、資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かるもの。 エ 申請者の発行済み株式の100%を保有する親会社（株式会社に限る。）が要る場合は、親会社の書類も提出。
3 (8) 広島県税、広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類	申請日前3ヶ月以内に発行された ・広島県知事が発行する県税納税証明書 ・広島市長が発行する市税納税証明書 ・税務署長が発行する納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。）
3 (10) 障害者の雇用状況を確認できる書類	○障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体で障害者を雇用している場合 ・「障害者雇用状況報告書」（市様式9）の写し ・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類 ① 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等（写し） ② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書 ○独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体 ・令和5年度分及び令和6年度分の「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し ・令和6年度分の障害者雇用状況報告書の写し ○障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用障害者数を達成していない団体 ・障害者雇用計画書（市様式10）の写し

3 (14) 社会保険加入を証する書面の写し	○健康保険及び厚生年金保険について ・令和8年7月分の保険料の納入にかかる領収書の写し ・直近の被保険者標準報酬決定通知書の写し ○労働保険について ・令和7年度確定及び令和8年度概算保険料の領収書の写し ・令和7年度確定及び令和8年度概算保険料申告書の写し（社会保険番号がある場合はすべて）
--------------------------------------	--

※「市様式」とは広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者応募要領の提出書類様式をいう。

県緑化センター業務仕様書

1 県緑化センターの運営業務

(1) 県緑化センターを一般の利用に供する業務

ア 利用調整業務

- (ア) 口頭、電話及びFAX等での利用申し込みも受け付け、円滑な利用調整を行うこと。
- (イ) 利用に関する口頭、電話及びFAX等による問い合わせに対して適切に対応すること。
- (ウ) 団体（学校、企業等）での利用がある場合、入園者の平等かつ快適な利用が確保されるよう調整すること。

イ 入園者等管理業務

- (ア) 許可の必要な行為に関する許可内容の遵守、無許可実施等を監視し、報告すること。
- (イ) 関係法規に準じ、入園の拒否又は退去命令を行うこと。
- (ウ) 県緑化センター内での入園車両等による事故防止に努めること。

ウ 利用状況管理業務

- (ア) 正確な入園者数の把握に努め、毎月の入園者数を翌月 10 日までに県へ報告すること。
- (イ) 緑化に関する業務結果（緑化相談件数、講習会参加者数等）を翌月 10 日までに県へ報告すること。

エ 利用促進業務

(ア) 宣伝広報業務

施設の利用促進を図るため、適切な広報活動を実施すること。

(イ) 利用実態分析業務

施設の利用促進を図るため、利用者ニーズの把握等に努めること。

オ 学習展示館活用業務

令和 9 年 4 月にリニューアルオープン予定の学習展示館を中心に、施設全体の利用促進に努めること。

リニューアルの詳細については、別紙 3 「学習展示館リニューアル実施状況」を参考にすること。

(2) 緑化に関する情報及び資料の提供

緑化に関する情報を常に収集し、情報の分析に努め、積極的に発信すること。

(3) 緑化に関する相談業務

緑化に関連する相談内容に対応できる体制を常に整え、正確かつ誠実な回答に努めること。

(4) 緑化に関する講習会の開催

ア 緑化に関する講習会について、上記（1）、（2）での情報やニーズ、相談内容を基に企画し、積極的に開催すること。

イ 開催した講習会の内容・結果・講師等の情報を整理し、常に実施効果の高い講習会の開催に努めること。

(5) 緑化技術に関する調査、研究及び指導

ア 緑化に関連する、新しい「考え方」、「情報」、「技術」等の調査・研究に常に努めること。

- イ 緑化普及効果の高い公共機関、企業等に対し、積極的な緑化指導を図ること。
- (6) ボランティア団体等の育成・活動拠点づくり
 - ア 森林関係ボランティアの育成及び団体等への技術指導に努めること。
 - イ 企業の環境保全活動(CSR)等への支援やフィールドの提供に努めること。
- (7) その他緑化の推進を図るために必要な業務
 - ア 効果的な緑化普及を推進するため、他機関・団体等と積極的に連携を図ること。
 - イ 県緑化センター内に設置された苗畑等を、緑化の推進に有効に活用すること。
 - ウ その他自主事業等により、積極的に緑化推進等を図ること。
別紙4「指定管理者自主事業実施基準」を参考にすること。
- (8) 県緑化センターと市森林公園の両施設の有効活用に関すること。

2 県緑化センターの施設及び設備の維持・管理業務（仕様）

項 目	必要管理項目	頻 度
清掃	日常・定期的な清掃（床、便所、ガラス、園路等） （本館、学習展示館、レストハウス、緑の相談所、野外施設、屋外便所等）	原則、毎日 施設、設備の保守に留意し、全ての利用者に清潔感を与えるよう努めること。
緑地修景管理及び点検	除草、剪定、薬剤散布、かん水、施肥、歩道管理、側溝・溜樹・池・危険木の点検伐採等の管理 等	必要に応じて随時 緑地・修景の美化に留意し、全ての利用者に美しい景観を与えとともに、利用者の安全を確保する。
防火設備	消防用施設 ①総合点検 ②機能点検	①年 1 回以上 ②年 1 回以上
電気設備	設備容量 265KVA ①定期点検 ②精密点検	①月 1 回以上 ②年 1 回以上
機械設備	日常保守管理 定期点検	必要に応じて随時
学習展示館設備	日常保守管理 定期点検	必要に応じて随時
上水・中水施設保守管理	①配水池清掃、消毒薬補充、井戸ポンプ清掃、残留塩素測定 ②水質検査	①必要に応じて随時 ②年 1 回以上
浄化槽	法定検査	年 1 回
汚水処理	浄化槽ユニット クボタ KRZ(HB) 1 式 対象処理人員 640人槽 処理水量 64m ³ /日 汚水処理装置点検 等	年 4 回以上
空調機器	①日常保守管理 ②定期点検	①必要に応じて随時 ②年 4 回以上
電話交換機	日立 CX-256-MS 電子交換機 局線 4 回線、内線 32 回線 保守点検	月 1 回以上
電気、ガス等の使用料の記録・支払い	中国電力、LP ガス	毎月

ごみ収集及び運搬	一般廃棄物	必要に応じて随時
施設及び設備の軽微な修繕		必要に応じて随時
幼苗育成管理	県緑化センターの保有する幼苗の育成管理	必要に応じて随時
管理用車両	ファミリアバン 1 台 軽トラック 1 台 ※リース車両 2 台 } 備品車両	備品車両の定期検査等 ※指定管理者は、備品車両のほかに園内の管理に必要な車両 2 台をリースにより調達すること
県有物品管理	無償で貸し付ける物品の維持管理 (別表 5)	必要に応じて随時
警備	建物の開錠及び施錠、閉館時における施設の機械警備	毎日
樹木緊急点検及び危険木の伐採 (上記緑地修景管理で行う点検以外)	・利用が集中する広場・建物周辺、遊歩道・作業道・登山道・メイン動線の道沿いの樹木について、専門的知識のある者が揺すり調査や打音調査により、枯損等の樹木の異常を調査点検 (別紙「倒木のおそれのある樹木調査実施仕様書」のとおり) ・施設運営や利用者へ危険を及ぼす恐れがある立木について、緊急に対応が必要となる危険木等を伐採・報告	随時
その他	緊急時対策、防犯・防災対策及び報告、また、それらに係る職員指導に関すること 個人情報保護に関すること 災害時等に係る応急対応及び報告に関すること	

倒木のおそれのある樹木調査 実施仕様書

1. 対象地

広島県緑化センター内の広場・道路沿い林地・駐車場・遊歩道・利用施設周辺等

2. 対象木

倒木によって、人的被害等発生の恐れのある樹木を対象とする

3. 調査内容

倒木の恐れのある樹木等の調査

4. 調査方法

目視調査・・・腐朽、枯損の有無等の調査

揺すり調査・・・揺すりによる根元強度の調査

打音調査・・・必要に応じて

5. 調査結果の判定

危険度合により区分する

6. 調査結果のまとめ等

① 現地へのマーキング

② 記録

③ 緊急性があると判断された樹木の対処状況

④ 上記調査結果を毎年度、事業報告書と併せて県に報告する

施 設 及 び 設 備 の 内 容

施 設 名	面 積	設 備 等	構 造
建 物	2,662 m ²		
管理事務所（本館）	613 m ²	事務室、相談室、調査実習室	RC 造、 平屋一部地下
学習展示館	500 m ²	展示室、学習室	RCS 造、平屋建
緑の相談所	382 m ²	相談室、展示室、休憩所	RC 造、平屋建
レストハウス	270 m ²	食堂、売店	RC 造、平屋建
苗畑作業舎	365 m ²	作業室、木工機械室、資材倉庫等	S 造、平屋建
温室	165 m ²	2 棟（展示用、調査実習用）	鉄骨アルミ造、 平屋建
休憩所	91 m ²	あずまや	W 造
便所（独立棟）	53 m ²	2 棟	RC 造 平屋建
その他管理建物	223 m ²	車庫、燃料庫、浄水場管理棟 下水処理場機械棟、バルブ室棟、 野鳥観察小屋	S 造、補強 CB 造等、 平屋建
植栽地等	2,077 a		
植樹見本園	200 a	中高木見本園、低灌木見本園、紅黄葉樹見 本園、地被植物見本園、公園・学校・工場 緑化見本園、芳香樹見本園、針葉樹見本園、 生垣見本園、水生植物見本園、椿園、洋風 庭園、和風庭園、ロックガーデン、水と木 のふれあい広場	
展示の森	1,640 a	県木の森等	
苗畑	60 a		
多目的広場	27 a		
休養園地	40 a		
樹木探勝園	110 a	グリーンアドベンチャー 60 種	
駐車場	139 a	第 1 駐車場 51 a、第 2 駐車場 31 a、 第 3 駐車場 23 a、第 4 駐車場 19 a 第 5 駐車場 15 a	
遊歩道	12,000m	総延長	

管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表

1 管理運営のために必要な資格

資格の名称	内 容	根拠法令等	備 考
防火管理者	施設等の防火管理業務の実施	消防法	

2 管理運営のために必要な法定業務

業務の名称	内 容	根拠法令等	備考
防火管理業務	消防法に基づく「防火管理者」の指導のもとに実施すること	消防法	
消防用設備点検報告業務	消防法に基づく「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」の資格を有する者が実施すること又は当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること		
浄化槽保守点検業務	浄化槽法に基づく「浄化槽管理士」の資格を有する者が実施すること又は当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること	浄化槽法	
浄化槽定期水質検査業務	指定検査機関（（公社）広島県環境保全センター）の検査を受けること		
浄化槽清掃業務	浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可を取得すること又は当該許可を取得している法人等に委託すること		
電気工作物保守点検業務	電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者が実施すること又は当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること	電気事業法	
貯水槽清掃検査業務	委託する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録業者に委託すること	水道法	
浄化槽汚水排水水質検査業務	計量証明事業所の検査を受けること	水質汚濁防止法	
公共建築物定期点検業務	建築基準法第12条第2項に定める者が実施すること又は同項で定める資格を有する者に委託すること	建築基準法	
警備業務	委託する場合は、警備業法に基づく登録業者に委託すること	警備業法	
業務用空調機器等点検業務	委託する場合は、冷媒フロン類取扱技術者等に委託すること	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	

責 任 分 担 （ リ ス ク ） 負 担 区 分 一 覧 表 別表 4

リスクの種類			リ ス ク の 内 容		負担者		備考
					県	指 定 管理者	
共通事項	不可抗力による リスク		県又は指定管理者の行為とは無関係に外部から生じる障害で、通常の予防では防止し得ないもの（戦争、テロ、風水害、地震等）	施設等の復旧	○		
				応急措置 施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）		○	
	制 度 連 関 リスク	法制度 リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の設置基準の変更により施設新設又は改築を要するもの等の関係条例等の整備	○		
				管理基準の変更による管理コストの増加	○	△	注) 1
				上記以外		○	
		許認可 取得 リスク	上記に伴う新たな許認可等の取得	施設等の設置に伴うもの	○		
				上記以外		○	
		税制度 リスク	税制度の変更に伴うもの	指定管理者制度、管理条例に影響を及ぼすもの（消費税等）	○		
	法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）				○		
	社 会 リスク	住民対応 リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの	○		
				上記以外	△	○	注) 2
		環境問題 リスク	想定外の周辺地域への環境問題（水量減、水質悪化、騒音、臭気等）	施設等の設置に伴うもの 施設等の欠陥によるもの	○		
				上記以外	△	○	注) 2
	上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク		県の責めによるもの（県の債務不履行、施設の廃止等）		○		
			指定管理者の責めによるもの（事業放棄・破綻等）			○	
維持 管理 業務	運営開始遅延 リスク		管理業務開始の遅延	規程整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○		
				運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○	
	支払遅延・不能 リスク		県の管理費用の支払遅延・不能等に伴うもの		○		
	計画変更リスク		管理業務の内容変更	県による新たな施設整備に伴うもの	○		
				上記以外		○	
	施設欠陥リスク		施設等の欠陥によるもの		○		
	維持管理水準 リスク		提供サービス水準の維持			○	
	維持管理コスト リスク		維持管理コストの増大・減少	県の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○		
				上記以外（物価・金利の変動等）		○	注) 3
	施設等損傷 リスク		事故・火災等によるもの（県の責めによるものを除く）		△	○	注) 4
			劣化によるもの（一部消耗品等を含む）			○	
	物品更新リスク		物品の更新	県の設置した備品	○	△	注) 5
				県の設置した消耗品		○	
				上記以外		○	
	修繕費リスク		大規模修繕		○	△	注) 6
小破修繕			1件 100万円以上で、指定管理者の管理不備によらないもの	○	△		

			上記以外		○	
その他の業務	来園者リスク	来園者、利用者とのトラブル等			○	
	事故リスク	来園者の交通事故、食中毒、レジオネラ症等の事故	県の施設等の欠陥によるもの	○		
			上記以外		○	注) 7
	盗難紛失リスク	料金、物品の盗難、紛失等			○	
	営業リスク	営業に伴うトラブル、事故等			○	
	イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル、事故等			○	

注) 1 基本的には県が負担するが、指定管理者の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、指定管理者が行うものとする。

2 基本的には指定管理者が対応するが、県に報告し、県の指示を受けるものとする。

3 物価等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、次の考え方により管理費用を改定する。

ただし、指定期間の初年度は、改定しない。

(1) 物価変動の指標値

以下に示す指標の変動に基づいて改定を行う。

使用する指数：「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の「諸サービス」の「建物サービス」における 7 月から翌年 6 月の年平均値

(2) 改定計算方法

1 年に 1 回、指標値の比較を行い、物価変動の指標値が前回改定時から 3 % 以上変動した場合に、次の計算方法により改定を行う。なお、改定後の管理費用の 1,000 円未満の端数については切り捨てとする。

$$Pn' = Pn \times In-1 / Ir$$

Pn : n 年度の管理費用（税抜）

Pn' : 改定後の n 年度の管理費用（税抜）

$In-1$: $n-2$ 年 7 月～ $n-1$ 年 6 月の指標の年平均値

Ir : 前回の改定の基礎となった年平均値 ※ 1 回目の改定は、令和 7 年度 7 月～令和 8 年度 6 月の年平均値とする。

(3) 改定の手続き

乙は、原則として、改定計算を行う年の 8 月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して翌年度以降の管理費用の合計金額を甲に通知し、甲の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。

なお、消費税が改定された場合は、上記改定の計算方法について、甲と乙で協議するものとする。

4 基本的には指定管理者が対応するが、建物の火災保険の加入は県が行う。

5 基本的には県の負担とするが、指定管理者による更新も認める。

6 基本的には県の負担とするが、指定管理者による修繕も認める。

7 指定管理者は、保険の加入等の対策を行うこと。

別表 5

県有備品一覧表

物品分類 コード	細品名	単位	区分	備品 番号	規格	単価	管理委任期間	所属
11070104	モニターテレビ	台	委任	9500415	ソニー KX-34-HV2	317,700	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1130101	戸棚	本	委任	9500035	タテヤマハイケース HB66アルミガラス	110,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1130103	食器戸棚	本	委任	9501775	ステンレス W1100×D600×H1800	195,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1140101	金庫	個	委任	9500206	M-36	188,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1170101	穿孔機	台	委任	9500167	角ノミ機	245,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1300201	コンプレッサー	台	委任	9500017	富士自動圧力 S/W SH2	149,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
13071301	電動・空気工具	台	委任	9500038	マキタ 2116A バンドソー	186,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
13071301	電動・空気工具	台	委任	9500042	寺西 JPM-1000S 糸鋸	220,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1340401	機械洗滌機	台	委任	9500014	丸山製作所 MS-2502EW-K	163,700	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1340501	研磨機	台	委任	9500021	長谷川 HUS	469,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1340101	鋸盤	台	委任	9500010	横切昇降盤	297,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1340101	万能木工器	台	委任	9500001	西野 SA-60	630,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
13470301	粉碎機	台	委任	9500004	粉碎塵埋量 5kg/hr	216,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
13400101	ろくろ	台	委任	9500041	シンボ工業 オールマイティ WRA-02	375,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1410101	顕微鏡	台	委任	9500089	SZ-TR-1 双眼実体用	170,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1410101	顕微鏡	台	委任	9500090	BHT-321	285,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1410101	顕微鏡	台	委任	9500091	CHB-S-223	158,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1410601	恒温槽	台	委任	9500016	1C-91 プロパン低温用	580,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1410601	恒温槽	台	委任	9500019	サンヨー MIR-550型	585,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1410501	殺菌装置	台	委任	9500001	HA-24D	320,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1510401	照度計	個	委任	9500056	SPI-71 3000000lx	108,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1510401	照度計	個	委任	9500057	SPI-71 3000000lx	108,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1510301	水準器	個	委任	9500011	オートレベル	125,600	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1510301	トランシット	個	委任	9500009	ニコン NT2-C	312,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1520303	ビデオ再生機	台	委任	9500133	ソニーSLV-R5	108,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1900101	図書	冊	委任	9513833	原色図鑑 A5 57冊	185,040	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1900102	法規集等	冊	委任	9513814	現行法規総覧 99巻	117,000	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1410601	投影機	台	委任	0508409	LV-7245J	202,230	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1820103	軽四輪貨物自動車	台	委任	1800406	マツダ EBD-DG16T(広島480つ15-00)	891,560	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課
1820101	貨物自動車	台	委任	0608190	マツダ ファミリアバン (広島400つ21-81)	1,138,935	R4.4.1～R9.3.31	森林保全課

※別表 5 の備品は、令和 8 年 7 月現在のもの。

車両 2 台は指定管理者がリース等により調達すること。P8 の「10 指定管理費用基準額」には 5 か年、2 台分のリース費用を見込んでいる。

学習展示館リニューアル実施状況

1 現状・背景

学習展示館は、県民が緑化に関する知識と技術を得る場所として昭和55年に設置されたが、40年以上大きな更新がされておらず、展示情報が古いことなどが課題となっていた。そのため、常設展示内容の刷新を図ることとした。

2 展示方針、展示内容等

下記（１）～（３）の事項をもとに公募を行い、平成9年4月リニューアルオープンに向けて、施設のリニューアル工事を実施中である。

（１）ターゲット

メインターゲット：12歳未満の子ども（学校教育への活用機会やファミリー層）

サブターゲット：60歳以上のシニア世代（来園者の4割を占めるシニア世代の森林・林業分野の関心を高める）

（２）展示方針

ア 「遊び・学べる」場とすること

イ 森林や自然が好きになるような場とすること

ウ 一度で飽きない工夫を凝らすこと

エ 時代の変化へ対応できること

オ 管理に多くの手間がかからないこと

カ 可能な限り県産の木材を使用すること

（３）展示内容

ア 森林に関すること

イ 樹木に関すること

ウ 木材に関すること

エ 林業に関すること

オ 森の生物に関すること

カ 緑化に関すること

キ 剥製展示

3 学習展示館リニューアルの主な内容

（１）メインシアター

広島森の姿や、自然が持つ多様な表情に気付くための導入映像。映像を通して、森林のあるべき姿について来館者に問いかける。周辺には剥製約70点を設置し、臨場感のあるシアターとする。

（２）森のテーブル ～五感で感じる森の時間～

「広葉樹の森」・「針葉樹の森」の二つに分けた体験型の展示。どんぐりを使った展示や木質チップBOX等により、触れて、嗅いで、見つける体験をしてもらう。

このほか専用アプリを使って楽しむコーナーなど、あわせて9コンテンツを予定。

※ リニューアルする展示設備の実施設計書は、広島県森林保全課にて閲覧できます。

※ 閲覧期間 令和8年7月21日（火）から令和8年8月28日（金）

【リニューアルイメージ：全体像】



【リニューアルイメージ：メインシアター】



【森のテーブル～五感で感じる森の時間～】



指定管理者自主事業実施基準

(目的)

第1 広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園（以下「緑化センター等」という。）において指定管理者が実施する自主事業（以下「自主事業」という。）について、県が承認する基準及びその他の取扱いについて定める。

(定義)

第2 この基準における自主事業とは、緑化センター等の管理に関する基本協定書（以下、「基本協定」という。）第〇条に基づき、指定管理者自らの責任及び費用により行う事業をいう。

(計画承認)

第3 指定管理者が自主事業を行うにあたっては、あらかじめ、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした書類により県に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、基本協定第〇条に規定する実施計画書に記載し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(承認基準)

第4 指定管理者が行う自主事業は、その事業の性質が本施設の設置目的に適合するもので、次の項目すべてに適合することを条件に承認する。

- (1) 事業日程が一般利用者の施設利用を著しく阻害しないこと
- (2) 事業規模が施設許容量に照らして適当であること
- (3) 対象者の設定に公平性が認められること
- (4) 民間事業に多大な影響を及ぼす（圧迫する）懸念がないこと
- (5) 事業実施に関する安全性及び保障体制が担保されること
- (6) 事業内容が公序良俗に反しないものであること
- (7) その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること

(実施報告)

第5 県の承認を受け指定管理者が自主事業を実施した場合は、事業収支決算を県に報告しなければならない。

(経理区分)

第6 自主事業は区分経理を行い、指定管理業務に要する経費と区分しなければならない。

(委任)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が定めるものとする。

1 レストランの運営（自主事業）

現在の指定管理者は、必要な資格を得たうえで、レストランを運営している。

レストランの運営を実施する場合の基準は、次のとおりとする。

2 レストラン運営に関する基準

（1）飲食施設の設置

利用者の利便性向上のため、食堂又は飲食が提供できるサービスを行うことができる。なお、指定管理者による県緑化センター内でのその他の販売行為は原則として禁止する。ただし、県と協議し、県緑化センターの設置目的に合致し、利用促進等に資するものであると県が認める場合については、この限りでない。

（2）飲食施設の内容

前記（1）の飲食施設は、次のいずれかとする。

- a 食堂
- b 飲食物を取り扱う売店
- c 飲食物を取り扱う自動販売機

（3）飲食施設の設置許可

飲食施設の設置にあたっては、行政財産使用規則第3条による使用の許可を受けなければならない。

（4）業務に要する経費

食事の提供に要する経費については、利用者からの料金徴収により賄うこととし、指定管理料の積算に含めない。

（5）飲食施設の設置に係る使用料及び電気料

飲食施設の設置に係る使用料については、行政財産の使用料に関する条例第2条1項に基づき算定した額を支払わなければならない。

また、飲食施設に係る電気料については、県に納付すること。

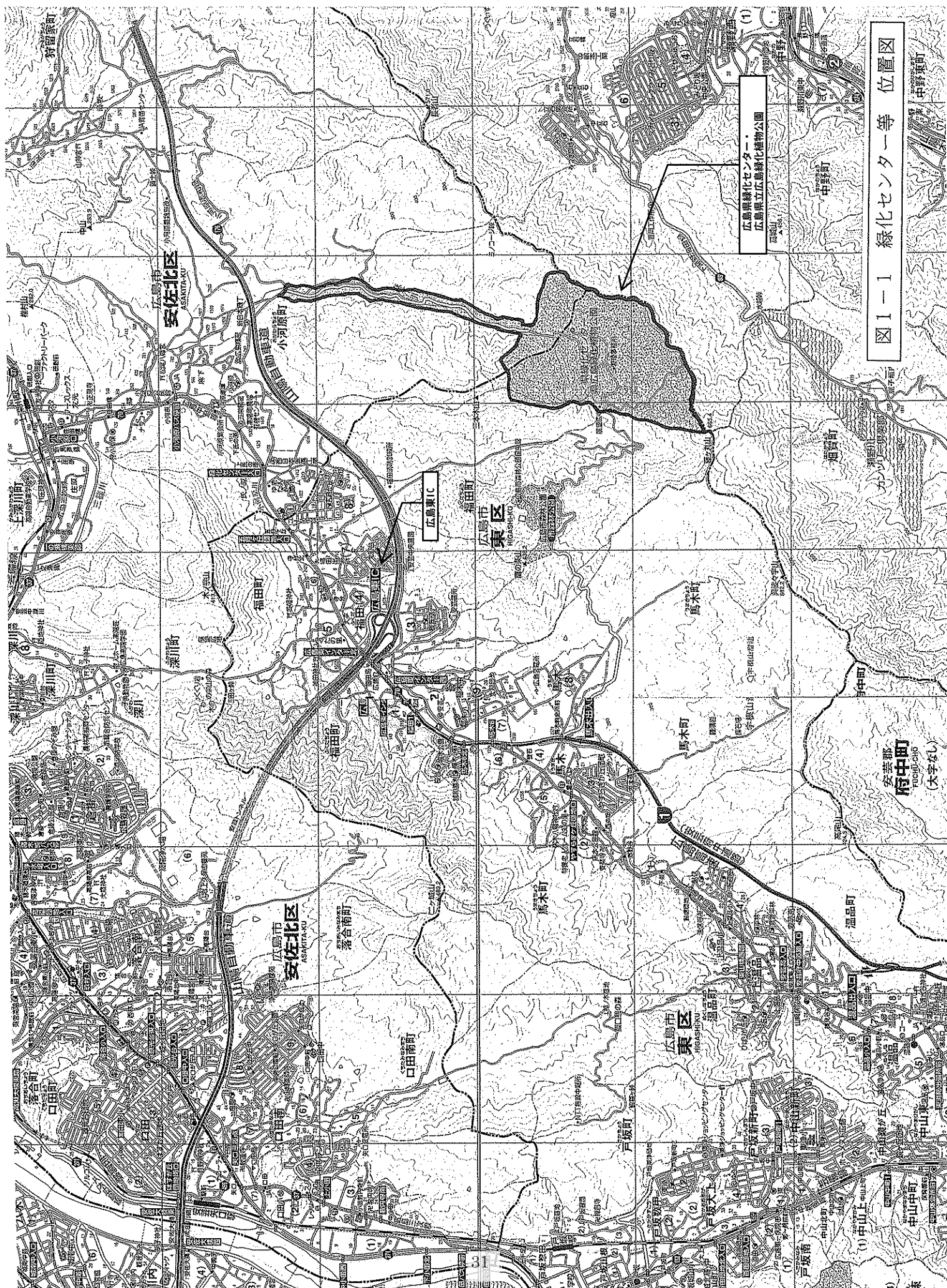


図1-1 緑化センター等 位置図

広島緑化センター・
広島県立広島緑化植物公園

安芸郡
府中町
Fuchū-cho
(大字なし)

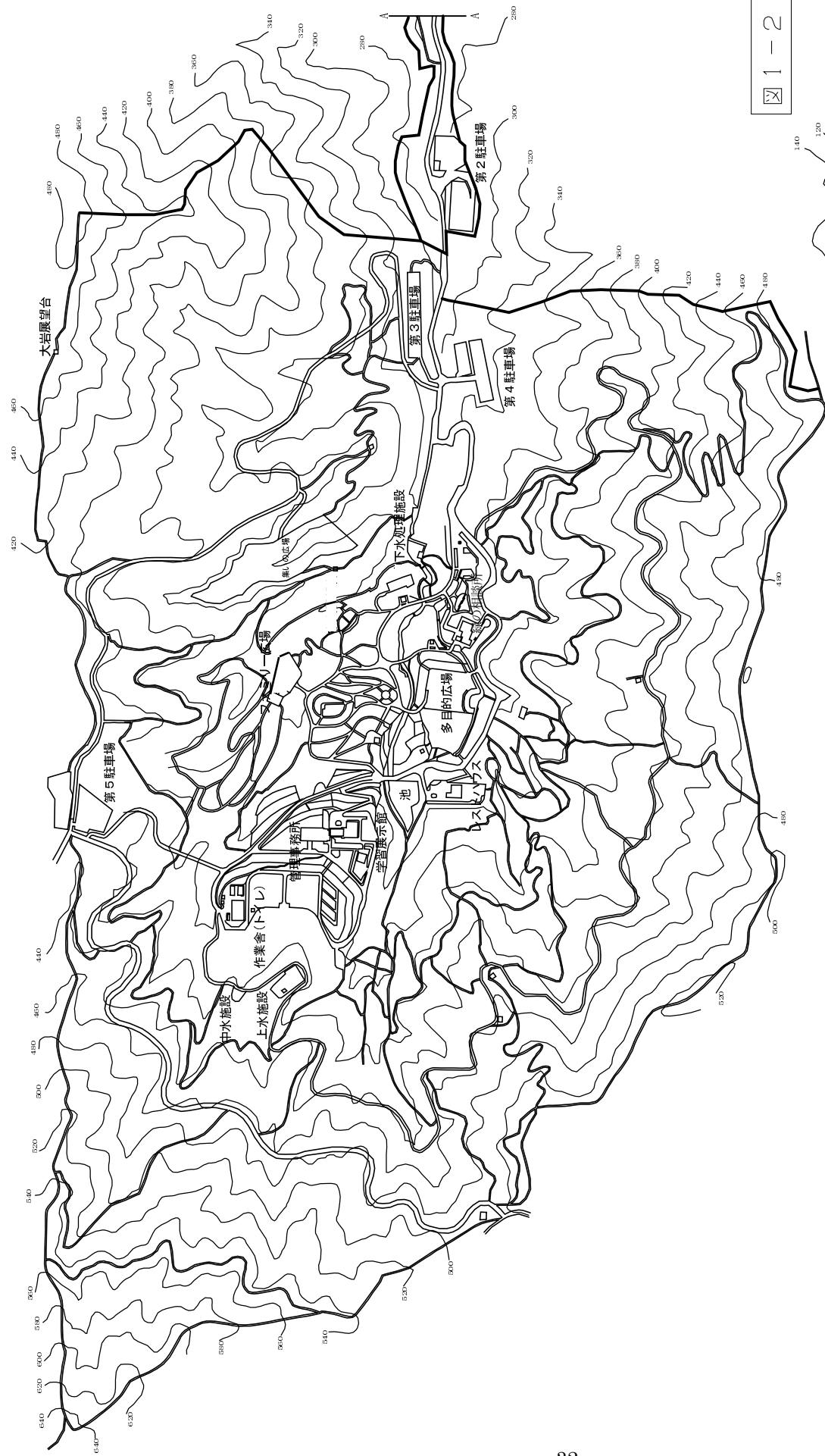
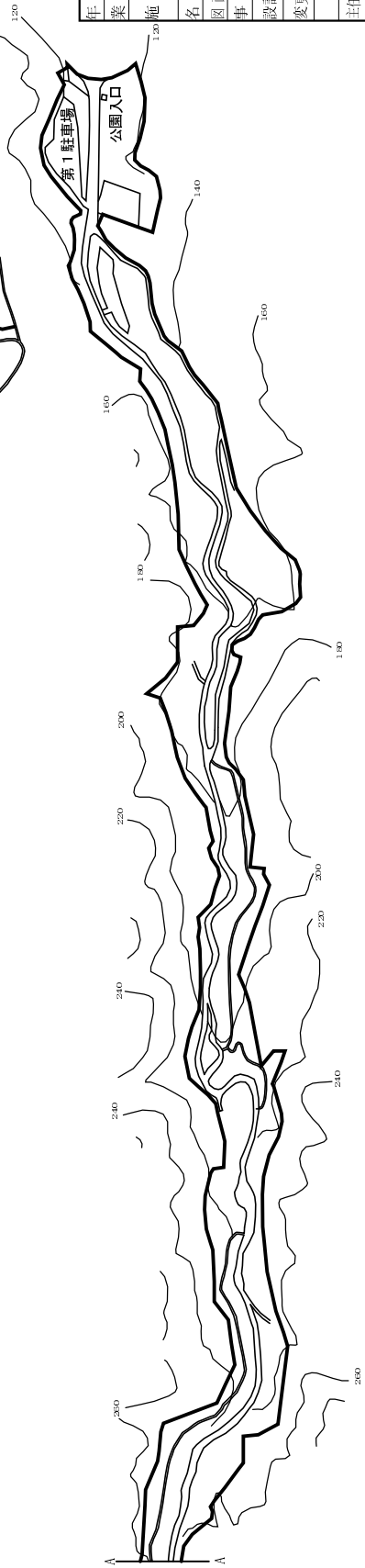


図 1-2 園内図

年度	平成 28 年度	工程	全 集 中
業務名			
施工地	広島市 東区 福田町	地内	
名称	緑化センター	園内図	
図面番号	縮 尺		
事務所	広島県 農林水産局 森林保企画課		
設計	照 査	作 成	年 月 日
変更	年月日	年月日	
主任技師者	設計	製図	測量



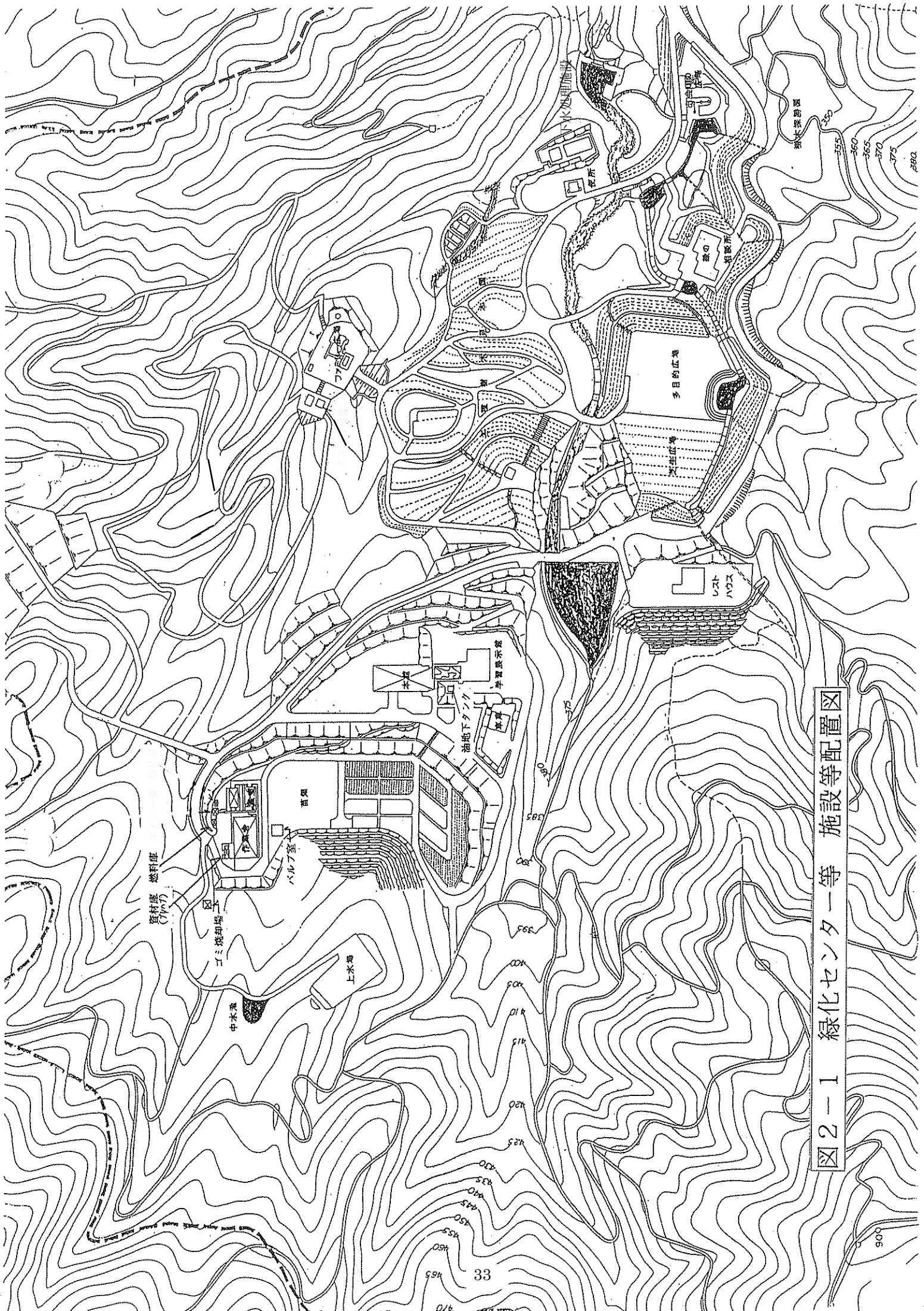
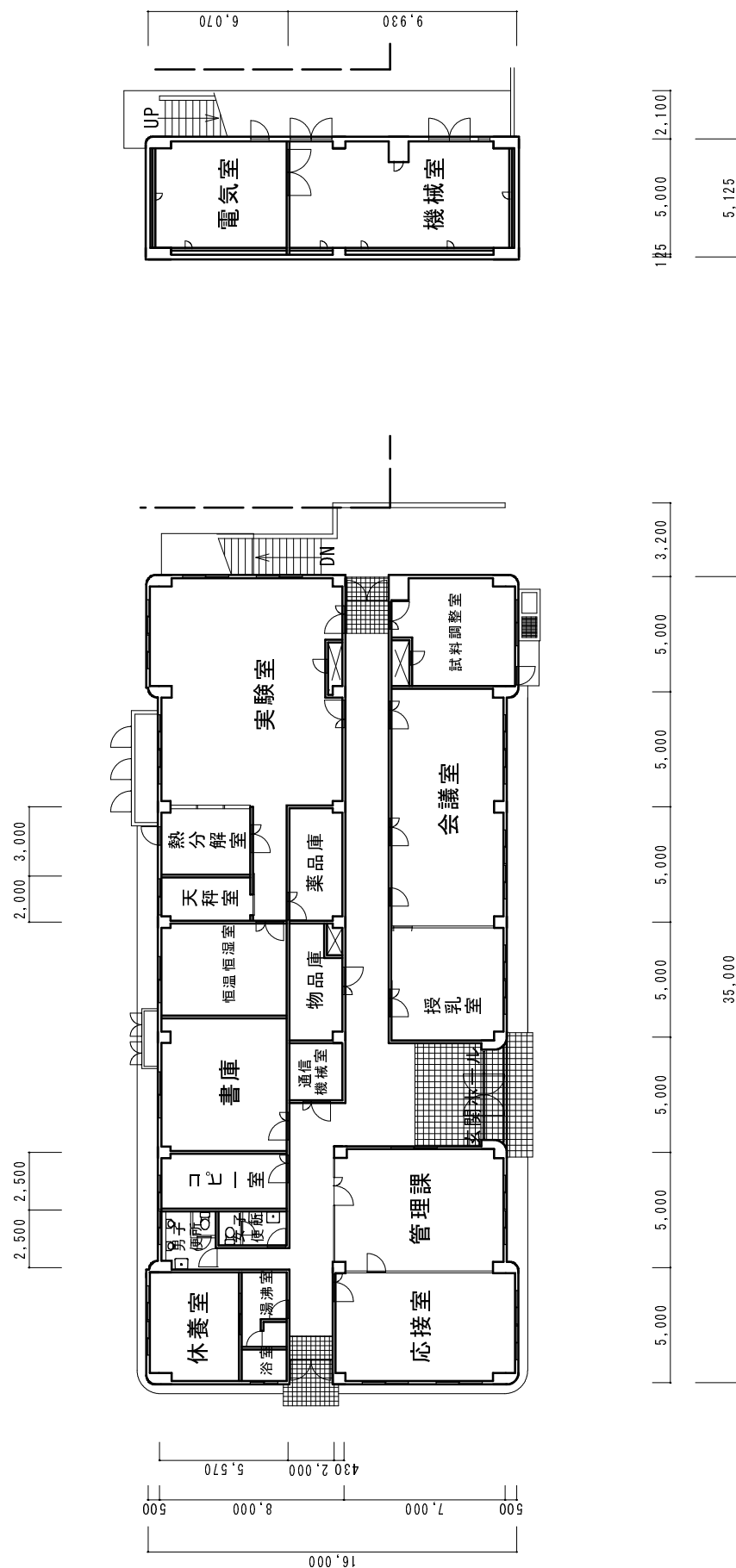


図2-1 緑化センター等 施設等配置図

図 2-2-2 本館



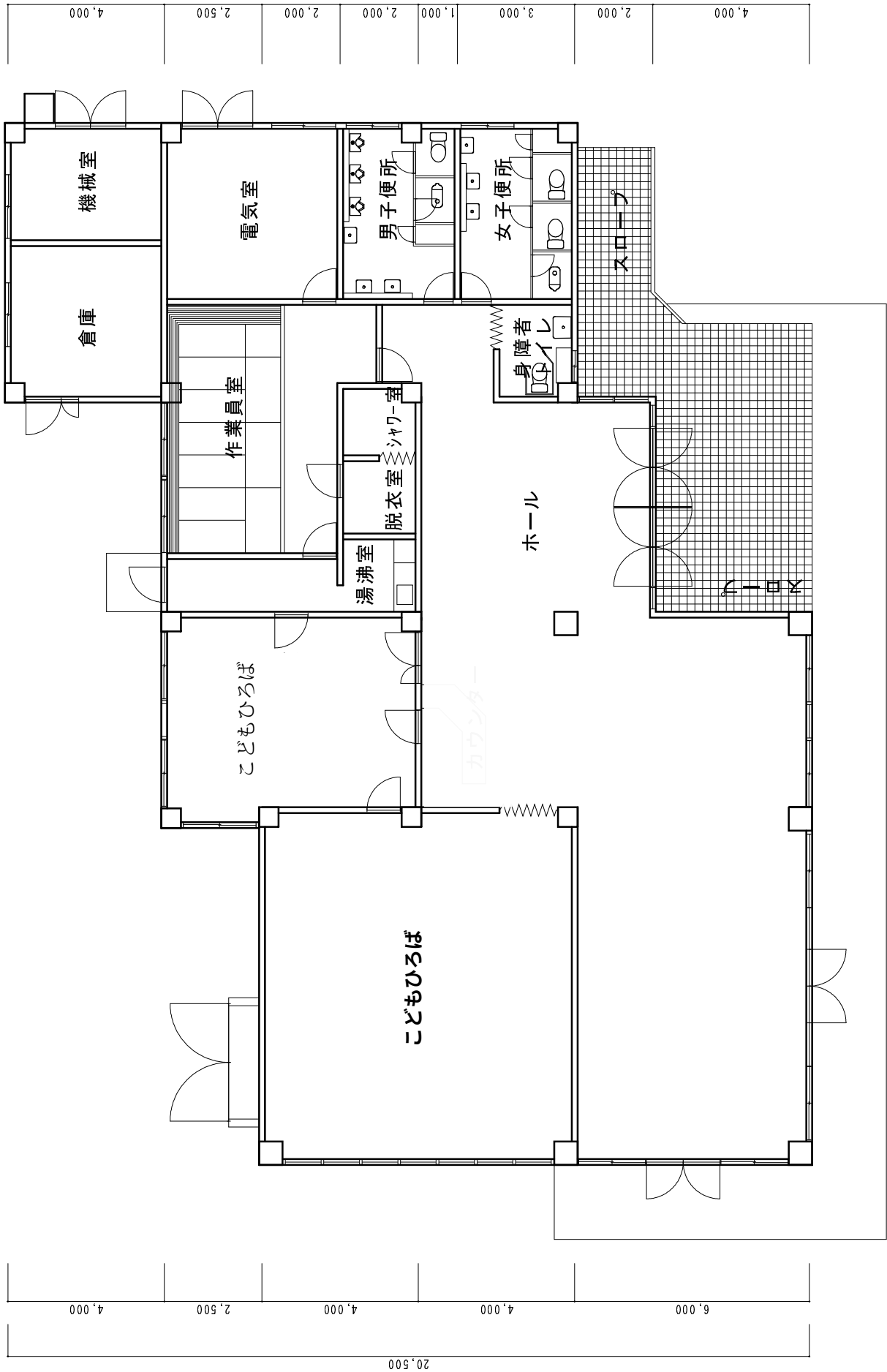


図 2 - 4 緑の相談所

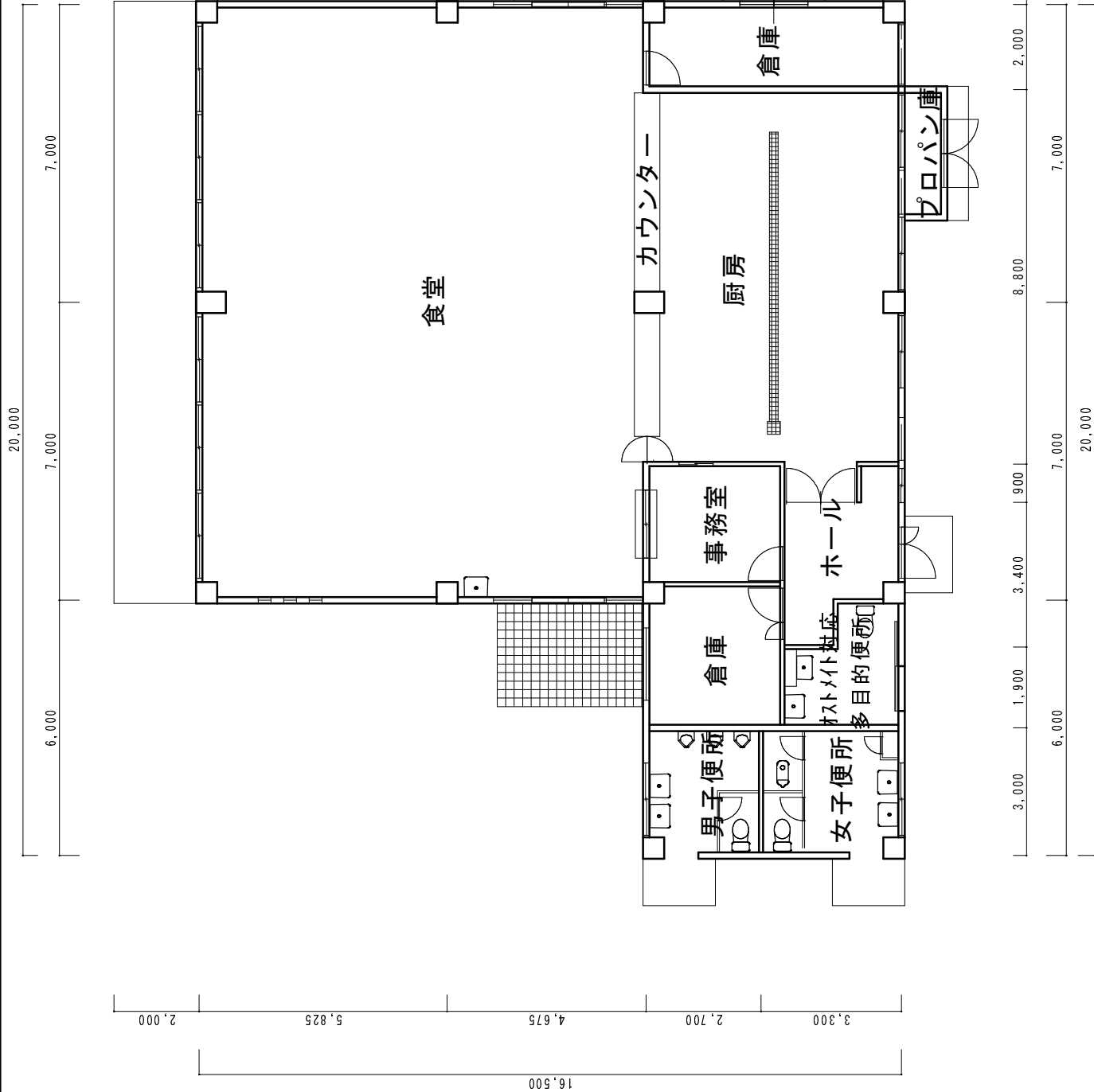


図 2-5 レストハウス



指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

広 島 県 知 事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代表者氏名
電話番号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、次のとおり広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これに準ずる書類
- 3 法人にあつては、登記簿謄本
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
その他経営の状況を明らかにする書類
- 5 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- 6 その他知事が必要と認める書類

県緑化センターの管理運営に関する計画

※運営に関する課題及び改善点も記載すること

1 利用者の平等利用を確保することができること。

- (1) 利用者の平等・公平利用確保するための明確な考え方を示した上で、受付方法や利用について平等な取扱いをするための具体的方策等について記入してください。

ア 考え方

イ 具体的方策

- (2) 条例で掲げている使用・入場の制限に該当する要件及び該当要件に当たる場合の対応方法を具体的に記入してください。

ア 使用・入場の制限に該当する具体的要件

イ 具体的な対応方法

- (3) 障害者や高齢者などの施設利用に当たっての合理的配慮について明確な考え方を示した上で、受付方法や利用についての具体的方策等について記入してください。

ア 考え方

イ 具合的方策

2 施設効用が最大限に発揮されること。

- (1) 本県が設定している数値目標を参考に数値目標を参考にした上で、独自の数値目標及び利用促進策を記入してください。

ア 令和9年度～13年度（各年度ごと）の利用者数の数値目標

9年度	10年度	11年度	12年度	13年度

イ 上記の数値目標を達成するための利用促進策

（県民参加・県民協働の取組みや関係機関、広島市森林公園と連携した取組みなど）

（リニューアルオープンする学習展示館を活用した取組みなど）

ウ 施設の魅力やイベント等の周知など、利用者の増加を図るための年間の広報計画を記入してください。

- (2) 利用者に対するサービスの向上について記入してください。

ア 具体的方策について記入してください。

【例】

・休業日・開園時間 に関する事項

a 年間を通じた休業・開園の考え方

b 休業日

c 開園時間

（b、cについては、本要項8の（1）利用日時について、本施設の効用を最大限発揮するために変更するなどの提案がある場合）

・施設の広報に関する考え方、方法や頻度、広報ターゲット

・利用者ニーズの把握等に関する事項

a 利用者ニーズの把握に関する考え方・方法

b 利用者からの苦情への対応方法・体制

イ 職員の接遇の向上を図るための方策を記入してください。

ウ 利用者の意見等を自己評価にどのように取り込むか記入してください。

- (3) 県緑化センターの施設の維持管理方針について

ア 樹木等植物の緑地管理や建物などの施設の維持管理について記入してください。

【例】

・維持管理業務の内容及び実施時期

・維持管理水準の考え方

・施設の損傷、毀損等に対する考え方 など

イ 県緑化センター内の安全対策（防犯、防災、衛生対策など）について記入してください。

【例】

- ・ 利用者の安全対策に関する事項
 - a 通常時の安全対策措置の内容・実施体制
 - b 災害・事故等、緊急時の対応方法・実施体制
- ・ 樹木緊急点検
 - a 点検の実施方法、実施体制及び工程等
 - b 点検結果の整理方法

(4) 自然体験活動等の実施及び運営について

ア スケジュール等を示し、具体的に記入してください。
（ボランティア団体や関係団体と連携した取組みなど）

イ 施設の設置目的を効果的に達成するために計画している事業について記入してください。

【例】

- ・ 「緑化に関する情報及び資料の提供」の実施方法・内容
- ・ 「緑化に関する相談業務」の実施方法・内容
- ・ 「緑化に関する講習会」の実施方法・内容
- ・ 「緑化技術に関する調査、研究及び指導」の実施方法・内容
- ・ 「ボランティア団体等の育成・活動拠点業務」の実施方法・内容
- ・ 「その他自然体験活動など緑化の推進を図るために必要な業務」の実施方法・内容

3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。

(1) 貴団体の経営基盤について（貴団体がグループの場合はそれぞれの団体毎）

ア 直近3事業年度における経営成績について記入してください。（単位：千円）

年度（決算期）	売上高 ①	営業利益 ②	経常利益 ③	当期純利益 ③	減価償却費 ⑤	総資本 ⑥
〇〇．〇月期						
〇〇．〇月期						
〇〇．〇月期						

年度（決算期）	純資産 ⑦	流動資産 ⑧	流動負債 ⑨	短期借入金⑩ 1年以内返済長借	長期借入金 ⑪
〇〇．〇月期					
〇〇．〇月期					
〇〇．〇月期					

イ 効率的な運営への取組、考え方及び理念等について記入してください。

(2) 貴団体の管理体制や管理実績等について

ア 責任体制、再委託する業務（業務内容、再委託する理由、再委託先の選定方法等）の範囲について記入してください。

イ 類似施設の管理実績（名称、施設の規模、管理年数、業務内容等）について記入してください。

ウ 人員体制、人員配置、人材育成体制等について記入してください。

（必要な専門職員・資格者の確保見込、人員体制（ローテーションやバックアップ体制）、職務分担及び職務内容、雇用関係、連絡網及び職員教育の具体的方法等。）

表の項目に沿って記載してください。

事 項	記述内容
(7) 組織図	適正な管理運営を行うための適切な人員配置、責任分担、分掌を記述してください。
(イ) 職員に関する事項	組織図に記載された職員全てについて、次の項目を記述してください。 a 就業条件（勤務時間、休日設定等） b 職務分担及び職務内容 c 職務の遂行上必要な有資格者の配備状況 d 人材育成の具体的方法（研修計画等） なお、研修計画は、研修の目的が解るように記述してください、 e 職員全ての雇用関係

(ウ) 必要資格者の配置状況	有資格者の配置計画、必要許認可の取得状況又は取得計画を記述してください。(別表2参考)
(I) 予定する再委託の状況	業務の一部について再委託を予定している場合は、以下について記述してください。 a 再委託を行う業務内容 b 再委託を行う理由 c 再委託先又は再委託先選定時期・方法 d 再委託先の選定理由又は選定時期・方法の考え方
(オ) 必要物品の配備計画	独自に配備を必要とする物品等があれば、必要とする理由、配備計画(物品等の種類、数量、位置)を記述してください。

エ 労働関係法令の遵守及び職員の適正な労働環境の確保に向けた取組(過重労働対策、休暇取得、ハラスメント対応など)について記入してください。

オ 利用者及び近隣住民からの苦情を想定した上で、その具体的対策を示してください。

(3) 個人情報の適正な管理体制について記入してください。(管理規定の制定や職員への研修等)

(4) 緊急時の対応(火災、風水害など)及び安全対策(防犯、防災、衛生対策など)について記入してください。

4 県緑化センターと市森林公園の両施設の有効活用による利用者の増加が図られていること。

(1) 両施設の特徴(地理地形及び自然環境、主な利用者の傾向など)を生かしつつ、両施設を連携させた新たな事業提案について記入してください。(学習展示館がリニューアルオープンするため、利用者増に向けた事業提案も記入してください。)

※行数が不足する場合は、貴団体で行数を増やしたり、別紙で提出しても差し支えありません。

指定管理実績調書

年 月 日

申請団体名

指定管理実績のある施設について、サービス向上や利用促進に向けて行なった取組等を記載してください。
 ※ 現指定管理者は当該施設について、新規事業者は本県又は他自治体での指定管理実績のある施設のうち取組実績が最も優れていると申請者が判断する1施設について、記載してください。なお、他自治体の施設での実績に関する記載内容については、本県から、施設を所有している自治体へ確認させていただきます。自治体へ確認の結果、記載内容が確認できなかった場合は、評価の対象となりません。

1 管理施設について

- (1) 施設名
- (2) 施設所在地
- (3) 規模（延床面積、収容人数、総室数 等）
- (4) 指定期間

2 サービス向上に関する取組について

- (1) 利用者の満足度を向上させるために行なってきた取組

- (2) 利用者満足度の推移

1 (4)記載の指定期間等	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	平均値
満足している人の割合					
不満がある人の割合					

※ 満足度を把握するためのアンケート調査等を行なっている場合、記載してください。

3 利用促進に関する取組について

- (1) 利用者数等を増加させるために行なってきた取組

- (2) 利用者数等の推移

指定管理年度等	右記の前指定期間における平均値 ①	1 (4)記載の指定期間					①に対する②の割合
		〇〇年度 (実績値)	〇〇年度 (実績値)	〇〇年度 (実績値)	〇〇年度 (実績値)	平均値 ②	
利用者数等							

※ 施設を所有している自治体から利用者数等の評価を受けている場合は、評価時の単位（人、％等）で記載してください。

指定管理実績調査書

令和● 年 ●月 ●日

申請団体名

指定管理実績のある施設について、サービス向上や利用促進に向けて行なった取組等を記載してください。

※ 現指定管理者は当該施設について、新規事業者は本県又は他自治体での指定管理実績のある施設のうち取組実績が最も優れていると申請者が判断する1施設について、記載してください。なお、他自治体の施設での実績に関する記載内容については、本県から、施設を所有している自治体へ確認させていただきます。自治体へ確認の結果、記載内容が確認できなかった場合は、評価の対象となりません。

1 管理施設について

- (1) 施設名
○○市□□センター
- (2) 施設所在地
○○県○○市△△区○番○号
- (3) 規模（延床面積、収容人数、総室数 等）
- (4) 指定期間
令和○○年○月○日～令和○○年○月○日

原則、指定管理を行っている直近の指定期間。ただし、現在指定管理を行っており、直近の指定期間における管理期間が2年度分に満たず、その前指定期間においても指定管理実績を有している場合は、前指定期間を記載する。

2 サービス向上に関する取組について

- (1) 利用者の満足度を向上させるために行なってきた取組
○○○○○○○。

割合及び平均値は小数第2位以下切捨て

申請日時点で把握していない年度については記載しない。

- (2) 利用者満足度の推移

1(4)記載の指定期間等	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	平均値
満足している人の割合	79.1%	80.2%	81.5%		80.2%
不満がある人の割合	11.5%	8.8%	7.5%		9.2%

※ 満足度を把握するためのアンケート調査等を行なっている場合、記載してください。

3 利用促進に関する取組について

- (1) 利用者数等を増加させるために行なってきた取組
○○○○○○○。

小数第2位以下切捨て

- (2) 利用者数等の推移

指定管理 年度等	右記の前 指定期間 における 平均値 ①	1(4)記載の指定期間					①に対す る②の割 合
		○○年度 (実績値)	○○年度 (実績値)	○○年度 (実績 値)	○○年度 (実績 値)	平均値 ②	
利用者数 等	10,458 人	11,511 人	13,586 人	12,546 人		12,547 人	119.9%

※ 施設を所有している自治体から利用者数等の評価を受けている場合は、評価時の単位（人、％等）で記載してください。

利用者数の場合は小数以下切捨て、利用率の場合は小数第2位以下切捨て

**広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園
事業計画書**

名 称			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地			
広島県内の事務所の所在地			
担 当 部 署 名		担 当 者 名	
電 話 番 号		F A X 番 号	
Eメールアドレス			

※共同事業体の場合は、構成員全員について記入してください。

指定期間内の業務計画

施設名：広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園

1 緑化に関する運営業務

計画行事等	令和9年度計画		令和10年度計画		令和11年度計画		令和12年度計画		令和13年度計画		直営・委託 の区分
	内 容	実施予定月	内 容	実施予定月	内 容	実施予定月	内 容	実施予定月	内 容	実施予定月	
(情報・資料の提供)											
(相談業務)											
(講習会)											
(調査、研究及び指導)											
(ボランティアの育成・指導)											
(集客増に向けた取組)											
(その他)											

2 施設の維持及び修繕に関する業務

区 分	令和9年度計画		令和10年度計画		令和11年度計画		令和12年度計画		令和13年度計画		直営・委託 の区分
	内 容	頻度	内 容	頻度	内 容	頻度	内 容	頻度	内 容	頻度	
設備等保守点検業務											
防火管理											
電気設備											
機械設備											
○その他施設											
上水・中水施設											
浄化槽設備											
空調設備											
学習展示館設備											
緑地管理・清掃等											
緑地修景管理及び点検											
清掃											
警備											
危険木伐採											
○その他施設											
施設の修繕業務											

指定期間内の業務計画

施設名：広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園

1 緑化に関する運営業務

計画行事等	令和 年度計画		直営・委託 の区分
	内 容	実施予定月	
(情報・資料の提供)			
(相談業務)			
(講習会)			
(調査, 研究及び指導)			
(ボランティアの育成・指導)			
(集客増に向けた取組)			
(その他)			

2 施設の維持及び修繕に関する業務

区 分		令和 年度計画		直営・委託 の区分
		内 容	頻度	
設備等保守点検業務				
	防火管理			
	電気設備			
	機械設備			
	○その他施設			
	上水・中水施設			
	浄化槽設備			
	空調設備			
	学習展示館設備			
緑地管理・清掃等				
	緑地修景管理及び点検			
	清掃			
	警備			
	危険木伐採			
	○その他施設			
施設の修繕業務				

指定期間内の収支計画

施設名：広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園

【収入の部】						(単位：千円)
区 分	令和9年度 収 入 計 画	令和10度 収 入 計 画	令和11年度 収 入 計 画	令和12年度 収 入 計 画	令和13年度 収 入 計 画	合計
利用料金収入（※1）						
県委託料（※2）						
その他の収入	0	0	0	0	0	0
物販収入等						
収入合計（A）	0	0	0	0	0	0

【支出の部】						参考数値 (R7決算額)
区 分	令和9年度 収 入 計 画	令和10度 収 入 計 画	令和11年度 収 入 計 画	令和12年度 収 入 計 画	令和13年度 収 入 計 画	
人件費	0	0	0	0	0	34,048
常勤						30,051
嘱託員						3,997
臨時職員						
その他						
光熱水費	0	0	0	0	0	2,718
電気						2,215
ガス						3
上下水道						
燃料						500
設備等保守	0	0	0	0	0	2,415
消防設備						250
電気設備						277
水道設備						1,888
学習展示館設備保守（R9～）						0
清掃・植栽・警備等	0	0	0	0	0	13,574
清掃委託						2,806
樹木植栽						9,059
警備委託						1,709
維持修繕費	0	0	0	0	0	4,682
施設修繕						3,182
樹木点検						1,500
危険木伐採（R9～）						0
事務局費	0	0	0	0	0	6,923
事業費（研修・指導）	0	0	0	0	0	2,646
印刷製本費						367
通信費						686
消耗品費						1,233
使・賃（リース料等）						1,991
学習展示館集客対策（R9～）						0
その他	0	0	0	0	0	958
公課費						103
その他						855
支出合計（B）	0	0	0	0	0	65,318

収支（A）－（B）	0	0	0	0	0
-----------	---	---	---	---	---

県委託料上限額（5年間）	368,425
--------------	---------

県委託料提案額（5年間）	
--------------	--

- ※1 県委託料要求額については、募集要項で定める管理経費の上限額以下であること。
 ※2 支出に係る各項目について、推計根拠を添付すること。また、様式に無い項目に必要な項目は追記すること。
 ※3 施設設備修繕については、1件100万円未満の修繕の修繕額を合計したものであること。
 ※4 再委託の実施については、再委託を予定している項目について「○」を記入すること。

申 立 書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電話番号

広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が、広島県緑化センター及び広島県広島緑化植物公園指定管理者募集要項4の（7）のアからカの各号に規定する者に該当しないことを申し立てます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

誓 約 書

私は下記の事項について誓約します。

記

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、県が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査協力について

広島県が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することを承諾します。

3 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行します。

・上記 1、2 に違反した場合、既存の指定は取消となります。

・過失により上記 3 に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の指定は取消となります。

令和 年 月 日

広島県知事様

住 所
(ふりがな)
氏 名

法人、個人にあつては
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名

機密データの保存等に関する申出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

今回の指定管理者選定委員会の結果により、「広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園」の指定管理者として選定された場合の業務に関して、機密データの保存等については次のとおり取り扱う予定であることを申し出ます。

1 機密データの保存に使用する媒体等の名称	
2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地	☐ 日本国内のみ ☐ 日本国外（全部又は一部） （国名： ）
3 機密データの利用・保存先として、オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用予定の有無	☐ 有 （サービス名称： ） ☐ 無
4 生成A I の利用予定の有無 ※ 本業務の機密データの取扱いについて、生成A I 又は生成A I を利用したサービスでの利用予定の有無を回答してください。また、有とした場合には利用する生成A I のサービス名を記載してください。	☐ 有 （サービス名称： ） ☐ 無
5 再委託等の有無 ※ 今回の業務に関して機密データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいいます。）。	☐ 有 ☐ 無

【注記事項】

- 1 この申出の内容は、指定管理者の選定に影響しませんが、機密データの保存等の状況により安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 指定管理者選定委員会の結果に基づき契約の相手方となった場合、基本協定締結時に別途「機密データの保存等に関する届出書」により、クラウドサービス及び生成A I の利用状況の詳細を届け出る必要があります（再委託先等がある場合には、再委託先等についても個別に届出書の提出が必要となります。）。

共同企業体協定書(例)

(目的)

第1条 当共同企業体は「広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園（以下「県緑化センター」という。）の管理を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、____年____月____日に成立し、県緑化センターを管理する指定期間の満了後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 県緑化センターの指定管理者となることができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 _____

名 称 _____

所在地 _____

名 称 _____

所在地 _____

名 称 _____

(代表者の名称)

第6条 企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、県緑化センターの管理に関し、企業体を代表して広島県と折衝する権限並びに自己の名義をもって管理費用等の請求及び受領する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、県緑化センターの管理に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の出資の割合)

第9条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、県緑化センターの管理業務内容に変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

団体名 _____ %

団体名 _____ %

団体名 _____ %

(権利義務の譲渡の制限)

第 10 条 本協定に基づく権利義務は、広島県及び他の構成員の承認がなければ、他人に譲渡することはできない。

(共同事業体締結後における構成員の脱退に対する措置)

第 11 条 構成員は、広島県及び他の構成員の承認がなければ、企業体が県緑化センターを管理する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、広島県の承認があるときは残存構成員が県緑化センターを管理するものとする。

3 前項の規定により指定管理者は、残存構成員による共同企業体とし、この協定書の関係規定を適用する。

(共同企業体締結後における構成員の破産又は解散に対する処置等)

第 12 条 構成員のうちいずれかが共同企業体締結後において破産し、又は解散した場合には、前条第 2 項から第 3 項までの規定を準用する。

2 構成員のうちいずれかが企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ広島県の承認があったときは、当該構成員は企業体から脱退しなければならない。

(構成員の加入)

第 13 条 前 2 条の規定による構成員の脱退、破産又は解散により構成員が欠けた場合において、広島県の承認があるときは、新たな構成員を加入させることができる。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 14 条 企業体が解散した後においても、県緑化センターの管理につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第 15 条 この協定書に定めのない事項においては、各構成員が協議して定めるものとする。

共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所持するとともに 1 通を広島県に提出するものとする。

年 月 日

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

名 称 _____
代表者氏名 _____

名 称 _____
代表者氏名 _____

名称 _____
代表者氏名 _____

共同企業体構成員届出書

年 月 日

広島県知事様

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

代表者	所在地	_____
	名称	_____
	代表者氏名	_____

構成員	所在地	_____
	名称	_____
	代表者氏名	_____

構成員	所在地	_____
	名称	_____
	代表者氏名	_____

委 任 状

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

受任者

共同企業体代表者	所 在 地	_____
	名 称	_____
	代表者氏名	_____

私は、上記の共同企業体代表者を代理人と定め、当該共同企業体と広島県との間における次の事項に関する権限を委任します。

1 委任事項

- (1) 管理に関する基本協定及び年度別協定の締結の件
- (2) 管理費用等の請求及び受領に関する件
- (3) 管理費用等の返還に関する件
- (4) 復代理人選任に関する件
- (5) その他協定履行に関する件

2 委任期間

____年____月____日から広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園を管理する指定期間の満了後 3 ヶ月を経過する日まで

委任者

共同企業体構成員	所 在 地	_____
	名 称	_____
	代表者氏名	_____
	所 在 地	_____
	名 称	_____
	代表者氏名	_____

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

広島県の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により、広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園における指定管理者の指定を受けるため年 月 日に申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退理由：

広島県 森林保全課 森づくり推進グループ あて
 (FAX : 050-3852-5550)
 (電子メール : noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp)

年 月 日

広島県緑化センター指定管理者公募に関する質問票

質 問 項 目	具 体 的 な 内 容

質問者

団 体 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
FAX番号	

委 任 状

年 月 日

広島県知事 様

委任者
所 在 地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

私は、広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の指定管理者の指定申請手続（プレゼン含む。）に係る一切の権限を下記の者に委託します。

記

代理人
住 所 _____

氏 名 _____

説明会参加申込書

年 月 日

農林水産局森林保全課
 (森づくり推進グループ) あて

次のとおり参加を申し込みます。

団 体 名		
参加者氏名		
連 絡 先 (担当者)	氏名	
	所属団体・部署	
	電話番号	
	F A X	
	E・M a i l	

※参加者は3名までとしてください。